

# 「ドローンを活用した沖合漁業生産性向上実証事業」に係る募集要項

2026年5月

公益社団法人  
福島相双復興推進機構  
産業創出グループ

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）では、「ドローンを活用した沖合漁業生産性向上実証事業」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

## 1. 事業の目的（概要）

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）は、福島県内被災12市町村（※）（以下「相双地域」という。）の事業者の方々の事業・なりわい再建を目的に設立され、事業者の方々への個別訪問や事業再開支援等に加えて、生活・事業環境整備のためのまちづくり支援など段階的に取組みを拡大してきた。産業創出グループでは、国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想のもと、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以降相双地域で顕在化した多くの地域課題を、先進技術の活用により解決することを目指し、同構想重点6分野（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）の技術と各種地域課題のマッチングや実証を実施してきた。

相双地域の直面する課題の一つに、震災後の水産物水揚量激減がある。増加に向け「がんばる漁業復興支援事業」（水産業・漁村活性化推進機構）等支援策を活用し取組を行っているが、震災前比3割程度にとどまっている。このような状況下で、2023年8月に開始された福島第一原子力発電所のALPS処理水放出を受け、福島で水揚げされる「常磐もの」の風評被害を防ぐべく、当機構では上述被災12市町村にいわき市、相馬市及び新地町を加えた浜通り15市町村を支援対象とし、常磐ものの販売促進を目的とした国内主要消費地での「ふくしま常磐大漁市」を開催するほか、国等各所からの情報発信も随時実施している。現状「常磐もの」の値崩れは見られず、むしろ供給量が不足する状態で、水揚量の回復は急務となっている。

一方、漁業においては、レーダー等既存技術の活用によりある程度の魚群捕捉は実現しているものの、いまだ熟練漁業者の属人的な経験や勘への依存度が高いなかで、地震による海底地形変化や近年の海洋環境変化等により魚群発見の経験則が機能しない場面が増加している。さらに、燃油高騰により、魚群探索のための非効率な航行を抑制する必要が生じており、従来とは異なる方法による魚群発見のニーズが大きい。

解決策の一つとして、高所から広範囲を俯瞰し鳥山やナブラを探索することにより、効率的に魚群を発見する方法が考えられる。当機構では昨年度、ドローンによる陸からの飛行によりその有効性を確認したが、実装に向けては船上での運用が不可欠である。

本事業では、これまでの成果を踏まえ、魚群探索の精度向上・効率化、漁獲の安定化及び生産性向上を目的に、漁船または水上からのドローン離発着を含めた、操業環境におけるドローン運用および魚群探索実証を実施する。

（※）「福島県内被災12市町村」とは、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村をいう。

## 2. 事業内容

- (1) 件名 ドローンを活用した沖合漁業生産性向上実証事業
- (2) 事業内容等 別添仕様書による
- (3) 事業期間 委託契約締結日～2027年3月25日
- (4) 納入場所 〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号福島セントランドビル4F  
公益社団法人 福島相双復興推進機構

### 3. 応募資格

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤当機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に当機構との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が企画提案書を提出してください。（ただし、幹事法人が事業の全てを他の法人に再委託することはできません。）

#### ⑦契約の要件

予算規模：29,600,000円（税別）を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当機構と調整した上で決定する。

### 4. 応募手続き

#### (1) 募集期間

募集開始日：2026年5月22日（金）

締切日：2026年6月22日（月）12時（正午）必着

#### (2) 質問期限及び回答方法

##### ① 質問期限：2026年6月4日（木）17時（必着）

別紙「（様式3）質問表」に質問事項を記載のうえ、下記問い合わせ先へ  
電子メール（様式任意）により質問してください。

##### ② 回答方法：2026年6月9日（火）以降、当機構ホームページ

(<https://www.fsrt.jp/procurement>) に回答を掲載します。

#### (3) 参加表明

参加表明期限：2026年6月15日（月）17時まで

参加表明は、下記8.記載 E-mail アドレスに回答してください。

参加表明のない申請者からの応募は受け付けません。

#### (4) 応募書類

##### ① 以下の書類を（5）により提出してください。

- ・申請書（様式1）
- ・見積書（様式2）
- ・企画提案書（書式任意）
- ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・直近3期の財務諸表

##### ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

##### ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

##### ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

#### (5) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより8.記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して申請してください。

※1度に受信できるファイルサイズは10MBが上限となります。10MBを超える場合は、複数回に分けて送信してください。

#### (6) 秘密保持

契約書案記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、入札者および当機構双方の遵守事項とする。

業務委託仕様書、業務委託契約書（案）ならびにその他の添付書類、および入札者・当機構間で行われた情報提供による秘密情報（個人情報を含む。）についても同様の扱いとする。

### 5. 審査について

#### (1) 決定方法

入札者の価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、評価手順の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

#### (2) 審査方法

審査にあたっては、当機構内で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

#### (3) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 3.の応募資格を満たしているか。
- ② 「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価するものとする。

#### (4) 委託候補先の決定及び通知について

委託候補とされた申請者については、当機構のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

### 6. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

委託候補先とされた申請者について、当機構と申請者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となります。

### 7. 提案書・見積書に記載すべき事項

#### (1) 提案書

- ① 事業の目的、内容、および実施方法
  - ①-1 事業目的
  - ①-2 事業内容
  - ①-3 事業実施方法
- ② 事業実施計画
  - ②-1 事業実施計画
- ③ 事業実施体制
  - ③-1 事業実施体制・役割分担
  - ③-2 組織としてのネットワーク・人的基盤
  - ③-3 事業従事予定者の専門性・類似事業実績
  - ③-4 事業遂行のための経営基盤・管理体制

#### (2) 見積書

- ① 人件費

② 事業費

③ 再委託費/外注費

④ 一般管理費

- ・見積内訳書には、作業内容、工数（単位：時間（h）・回等）、費用を明記すること。
- ・事業実施のために交通費、出張費（宿泊費・日当）、調査費（資料購入・外部リサーチ機関利用）（以下、総称して「経費等」という。）が必要となれば見積書に含めること。
- ・作業内容の一部を再委託する場合には、提案書にその範囲（再委託の理由・再委託先の名称・経歴、事業内容、再委託の金額等）を明確に記載すること。
- ・一般管理費率は、原則として再委託費（外注費）を除く費用の10%以内とする。  
ただし、10%を超える場合は、その理由（根拠）等を明記すること。

8. 問い合わせ先

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号 福島セントランドビル4F

公益社団法人 福島相双復興推進機構

総務調整グループ業務調整部契約管理課

担当：高橋、綿引

E-mail : kikou-koubo\_2@fsr.or.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「ドローンを活用した沖合漁業生産性向上実証事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

公益社団法人福島相双復興推進機構 あて

「ドローンを活用した沖合漁業生産性向上実証事業」申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	